平成２９年（フ）第６０８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目８番18号　ハイツやまびこ101号
債務者　玉澤冨美代
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
北海道名寄市風連町西町１番地32
債務者　小西　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第３３３号
盛岡市加賀野３丁目２番30号　小原アパート101号、申立時の住所盛岡市中ノ橋通２丁目11番19号　ハイツ中ノ橋103号、前々住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田574番地２　レオパレスマーレリリ102
債務者　鈴木　　敬
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４８号
岩手県紫波郡矢巾町南矢幅13―78―３　サウスやはば101、住民票上の住所盛岡市三本柳７地割13番地10
債務者　鎌田早由里
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６０号
群馬県高崎市楽間町328番地
債務者　佐藤　　潤子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４９号
大阪府河内長野市市町1047番地の１
債務者　桜井　佐起
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
堺市中区堀上町93番地２
債務者　角田　文雄（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目１番21号
債務者　上山　修司
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目１番21号
債務者　上山　裕子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
堺市東区草尾717番地１　フジパレス草尾103号
債務者　ｅｌｌｖｉｓこと　早川　憲吾
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟249号室
債務者　相川　秀富
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
堺市堺区松屋大和川通１丁16番地４
債務者　岩田麻由美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
大阪府羽曳野市南恵我之荘８丁目６番10―101号、前住所大阪府富田林市梅の里２丁目28番14号
債務者　長　　大介
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
堺市西区鳳西町１丁71番地９　ピアコート304号、前住所堺市中区深井北町3140番地アミール西野202号
債務者　平田　靖則
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
堺市西区浜寺石津町西４丁１―15カイザ92―401号、住民票上の住所大阪市港区港晴２丁目４番25号大阪市立港晴寮
債務者　阿部　仁史
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
大阪府藤井寺市津堂１丁目２番22号
債務者　山口　千鶴
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係